

## 令和6年度特殊詐欺被害防止広報業務委託 企画コンペ実施要領

この企画コンペ実施要領（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度特殊詐欺被害防止広報業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）が遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

### 1 業務内容

#### (1) 業務の仕様等

資料2「令和6年度特殊詐欺被害防止広報業務委託仕様書」のとおり。

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで。

ただし、天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は受託者による委託業務の実施が適当でないと認めるときは、契約の一部若しくは全部を変更又は解除することがある。

#### (3) 予算額

12,811千円（税込み）

※令和6年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。

### 2 コンペ参加者の資格に関する事項

本業務に関するコンペ参加者は、以下の企画コンペ参加資格の要件（以下「参加資格」という。）全てを満たしている者とする。

なお、複数以上の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を決めたうえで企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、「3 企画コンペ手続等に関する事項」に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書類」という。）の提出を求めることがある。

#### 〔参加資格〕

- (1) 県内に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を構える者で、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 事業の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

### 3 企画コンペ手続等に関する事項

#### (1) 担当課

〒020-8540 岩手県盛岡市内丸8番10号  
岩手県警察本部生活安全部生活安全企画課特殊詐欺対策係  
電話：019-653-0110  
FAX：019-653-2110  
E-mail：DF0008@pref.iwate.jp

#### (2) 関係書類の交付

企画コンペ手続等に関する下記の要領等について、岩手県警察ホームページのトップページ「入札・契約情報」>「県の入札情報」>「公募公告」（以下、「公募公告ページ」と記載する。）内に掲載する。

資料1	企画コンペ実施要領（本書）
資料2	仕様書

#### (3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間 令和6年3月22日（金）～令和6年3月26日（火）午後5時まで

イ 受付場所 3(1)に同じ

ウ 提出方法 電子メール又はFAXによる。

エ 回答方法及び期日

質問事項と回答事項を取りまとめるうえ、令和6年3月28日（木）に、原則として電子メール又はFAXにより、コンペ参加申請者宛てに回答するとともに、公募公告ページ内に掲載する。

#### (4) 参加資格の確認

コンペ参加者は、下記により参加資格確認申請書類を3(1)の担当課まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書

【様式2】企画コンペ参加申請書

【様式3】会社概要及び過去5年間の主な媒体制作等実績（パンフレット等でも可）

イ 提出期限

令和6年4月2日（火）

持参の場合は平日の午前9時から午後5時までの間に3(1)の担当課に直接提出のこと。  
郵送の場合は期日内必着のこと。

ウ 提出期限までに提出しない者又は企画コンペ参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができないものとする。

エ 参加資格の確認は、上記提出期限の日をもって行う。

オ 参加資格の確認結果は、令和6年4月5日（金）までに郵送により書面で通知する。

カ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペ参加資格を取り消すとともに、当該コンペ参加者が行った企画コンペ提案を無効とすることがある。

#### (5) 企画提案書等の提出

コンペ参加者は、下記により企画提案書等を3(1)の担当課まで持参又は郵送により各8部（正本1部、副本7部）提出しなければならない。

なお、コンペ参加者1者につき1提案とし、事業提案に係る費用の額は、1(3)の予算額を超えないものとする。

## ア 企画提案書等

【様式4】 企画提案書 【様式5】 見積書
--------------------------

## イ 提出期限

令和6年4月10日(水)

持参の場合は平日の午前9時から午後5時までの間に3(1)の担当課に直接提出のこと。

郵送の場合は期日内必着のこと。

ウ 期限までに提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

エ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

## (6) 企画提案の無効

3(4)のウ及びカにより参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

## (7) 企画コンペの参加辞退

企画コンペ参加申込書、企画提案書等を提出した後において、企画コンペへの参加を辞退する場合には、令和6年4月8日(月)までに、【様式6】「企画コンペ参加辞退届」を提出すること。

## 4 委託候補者の選定方法等に関する事項

### (1) 企画提案の審査

コンペ参加者から提出された企画提案書等の内容については、別途設置する企画コンペ審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査を行う。

### (2) 審査委員会の開催

企画提案の審査に当たり、コンペ参加者によるプレゼンテーションを実施する。

ア **開催日** 令和6年4月12日(金)(予定)

イ **開催場所** 岩手県警察本部

※ プレゼンテーションの日程は、コンペ参加者に対して別途、個別に通知する。

### (3) 審査・選定方法

ア 審査の方法は、審査委員会において、応募のあった企画提案書の書類審査及び面接審査(プレゼンテーション)により行う。この場合の審査項目、審査観点及び配点は別表のとおりとする。

イ コンペ参加者が1者のみであった場合にも、委員会において審査を実施し、本事業を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

ウ 委員会の委員は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。

エ ウの評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3位まで順位点(1位5点、2位3点、3位1点)をつけ、委員会で合計した順位点の総得点により順位をつけて、県に報告する。

なお、総得点が高点の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定する。

オ 審査の結果、総得点が高い提案を行った者を委託候補者として、次いで総得点が高い提案を行った者を次点者として選定する。

## 5 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 岩手県会計規則に基づき判断する。
- (3) 企画提案書等との関係  
企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。
- (4) 契約者等の公表  
県は、本契約について、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）等に基づき、必要事項を公表する。

## 6 公正な企画コンペの確保

- (1) 法令の遵守  
コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 独自性の確保  
コンペ参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他のコンペ参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加制限等  
コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 7 その他

- (1) 提出書類の取扱い  
ア コンペ参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、コンペ参加者に帰属する。  
イ 提出書類は返却しない。  
ウ 提案内容に含まれる特許権など、日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてコンペ参加者が負う。
- (2) コンペ参加者が本件企画コンペに要した費用については、全てコンペ参加者が負担するものとする。
- (3) 資格確認申請書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- (4) 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合又は経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

## 別表

## 審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点	
1 事業目的等		委託業務の趣旨、県の課題や求められる成果等を理解した上で、適当なテーマ、コンセプト、キャッチフレーズが示されるなど、的確な提案となっているか。	20 点	
2 企画提案内容	提案内容	県民の認知度が高まるよう、創意工夫をこらした提案内容となっているか。	20 点	40 点
	事業効果	県民に対する啓発や注意喚起を期待できる提案であるか。	20 点	
3 事業実施	見積内容	予算の範囲内で、事業の積算に係る単価や経費が妥当かつ必要最小限となっているか。また、全体としてコストパフォーマンスの高い提案内容となっているか。	10 点	30 点
	経営基盤	団体の経営基盤（財政、人材）が確保され、的確な事業運営、スタッフ配置、事業実績報告等、適正かつ確実な運営が期待できるか。	10 点	
	業務実績	類似の業務実績から、確実に本事業を遂行できる能力を有し、又は良好な運営が期待できるか。	10 点	
4 その他		仕様書で要求する業務、規格等以外の追加提案など、テレビCMの広報効果を高めるための創意工夫があるか。	10 点	
合 計			／100 点	